

令和8年6月号

ウッディタウン中央

交番だより

三田警察署
ウッディタウン中央交番
079-563-0110

◇ 薬物乱用のない社会を ◇

● 薬物乱用の危険性

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいい、一度でも使用すれば「乱用」となります。

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、一時的な快感を得たりストレスの解消が感じられたりしますが、その体験が「依存性」を形成し、より強く薬物を求めるようになります。

薬物の作用により幻覚や幻聴などの障害に陥り、凶悪な犯罪や重大な交通事故を引き起こしたり、薬物の購入資金を得るために犯罪を起こしたりするなど、社会全体に弊害をもたらしています。

● 密輸入の手口

大麻については、国内での違法栽培も認められますが、違法薬物の多くは海外から密輸入されています。

密輸の手口の多くは、国際郵便や国際貨物による密輸入、航空機などを利用した運び屋方式による密輸入であり、違法薬物と知らずに密輸に加担した場合でも、責任を問われることがあります。

不用意に他人から荷物を受け取らないでください。

また、いわゆる「闇バイト」の手口で密輸貨物の受取役や運び屋を募集している場合がありますので、そのような誘いには決して乗らないでください。

● 密売の手口

薬物の密売は、スマートフォンなどを利用して売買の約束をし、待ち合わせ場所を指定して直接薬物を取引する面接方式や銀行口座などに代金を送金させた上で、宅配便などを利用して薬物を送付するなどの非面接方式の手口で行われています。

薬物密売には主に SNS が悪用されており、薬物密売の広告が多数存在します。

● 少年の薬物乱用

令和7年中に県内で薬物事犯により警察が検挙した少年は96人で、違反種別では、覚醒剤事犯は1人（前年比－4）、大麻事犯が88人（前年比－2）、麻薬等事犯が7人（前年比＋2）でした。

大麻乱用少年が増加している現状を踏まえ、大麻の有害性について正しい知識を持ってもらうための広報啓発活動などに取り組んでいます。

● 悩まず、まずは相談を

覚醒剤や大麻などの薬物に関する悩みや薬物の密売・乱用に関する情報は、迷わず

覚醒剤 110 番 （078）361-0110
に相談してください。

特殊詐欺対策アプリ 警察庁推奨 無料

特殊詐欺の疑いがある電話番号への発信や着信には自動で警告
を表示します（Android OSのみ） 詳しくはこちら ➡
二次元コードを読み込んでいただくとリンク先へ移行します



兵庫県警から犯罪情報・防犯情報・
交通事故情報などを配信するアプリ

ひょうご 防 犯 ネット+ (プラス)

